

令和5年度 第2回

茨木市都市計画審議会常務委員会  
(都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画中間見直し)

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和5年度第2回茨木市都市計画審議会常務委員会（都市マス・立適）
開催日時	令和5年11月6日（月）14時00分開会・15時45分閉会
開催場所	茨木市立男女共生センターローズWAM 5階 研修室501・502
会 長	澤木 昌典
出席者	<p>[ 委 員 ]</p> <p>澤木 昌典、長谷川 路子、吉田 長裕、栗尾 尚孝          &lt;以上学識経験者&gt;</p> <p>小山 卓爾郎          &lt;以上関係行政機関の職員&gt;</p> <p>諸橋 理江、藤本 尚久          &lt;以上市民&gt;</p> <p>石原 凌河、加我 宏之          &lt;以上専門委員&gt;</p> <p style="text-align: right;">(以上、計 9名)</p>
欠席者	吉田 友彦、岡井 有佳、富田 陽子、松本 邦彦
事務局	足立副市長、秋元都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、杉浦都市政策課長代理
議題(案件)	<p>1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定骨子案について</p> <p>(1) 前回常務委員会等における主な意見と市の考え方について</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン改定骨子案（第2章～第3章）について</p> <p>(3) 立地適正化計画改定骨子案（防災指針）について</p>
傍聴者	なし

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○杉浦課長代理	ただ今から令和5年度第2回茨木市都市計画審議会常務委員会(都市マス・立適)を開会する。開会にあたり、足立副市長からあいさつを申し上げる。
○足立副市長	(あいさつ)
○杉浦課長代理	本日の出席状況であるが、委員総数13名のところ、出席者は9名となっており、茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領第4条第2項の規定により、会議は成立している。
○杉浦課長代理	以後、本審議会の運営を澤木会長に願います。
○澤木会長	<p>令和6年度末に改定を予定している「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」について、5月の常務委員会より、両計画の骨子案の議論を開始し、7月の都市計画審議会では、その状況を報告した。</p> <p>本日は、その際の主な意見に対する市の考え方や両計画の骨子案の続きについて議論したいと考えている。</p> <p>なお、常務委員会においては、事務局も検討中の事項が多いこともあるので、委員相互での議論や質疑も行いながら、活発な議論にしていきたいと考えている。</p>
	<b>(1) 前回常務委員会等における主な意見と市の考え方について</b>
○澤木会長	それでは、前回常務委員会等における主な意見と市の考え方について、事務局より説明をお願いします。
○福井次長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
	(意見・質問なし)
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。
	<b>(2) 都市計画マスタープラン改定骨子案(第2章～第3章)について</b>
○澤木会長	それでは、都市計画マスタープランの改定骨子案について、事務局より説明をお願いします。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○石原委員	立地適正化計画の防災指針とも関連するが、資料2の9ページの都市防災における取組方針(案)の「地域防災力を高め、災害に強い都市づくりを進める」と資料3の防災指針における将来像の「市民と共に創る災害に強いまち」で微妙に表現が異なる。同じ都市分野の計画であれば表現を合わせてはどうか。
○福井次長	表現を合わせる方向で検討する。
○藤本委員	資料2の8ページの交通体系における取組方針(案)に「歩行空間の充実と自転車利用環境の整備」とあるが、シニアカーやベビーカー、電動キックボードなど多様な交通手段が歩道に集中しており、歩行者と自転車の枠組みだけで検討するのは限界があると感じるがどうか。
○福井次長	吉田長裕委員に交通の視点で考えをお聞かせいただけるとありがたい。
○吉田長裕委員	<p>中心部については、「歩いて暮らせる」や「ウォーカブル」といった観点から、心地よい空間づくりのため、自動車の利用はできるだけ遠慮してもらう方向にあると認識している。</p> <p>個別のモビリティについては、道路交通法上での法規制が追い付いておらず、国内では多様なモビリティの利用について十分な議論が進んでない中、海外で認められたものが国内に入ってきているのが現状である。電動キックボードに関しては、特定小型原動機付自転車と新しいカテゴリーができ、16歳以上であれば免許不要で20km/hで走行可能といった環境ができつつある。</p> <p>このような現状においては、中心部への交通手段として「どこで何を使うのか」「どこを通行するのか」が重要となっていており、都市計画マスタープランでは大きな方向性を押さえつつ、個別の計画の中で議論すべき内容であると思う。</p>
○福井次長	中心部をウォーカブルな空間にしていきたいと考えているが、現状、自転車も多く危険な状況にあると課題認識している。自転車の利用環境について、建設部と連携しながら検討を行う必要があると考えており、同時期に改定を予定している総合交通戦略の内容と整合を図りながら、本計画へ反映していきたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	中心部においては、歩行者の安全を最優先するとしたときに、自転車はどのように安全に走れるようにするのも重要である。資料2の8ページの写真にある自転車レーンは、自動車との関係もあり、あまり快適な走行空間とは言えないのが現状である。
○吉田長裕委員	全国的にも、歩道における自転車の通行規制が進められており、自転車は車両という分類に基づいている。海外の事例では、まちなかの自動車の速度を落とすことで、自動車と自転車を共存させるといった考え方もある。また、自動車の速度上昇や交通量の増加に伴い幹線道路として自転車の走行空間を見直すといった考え方もある。基本的に自転車は車両扱いとして、自転車と自動車を共存させていくことが8ページの趣旨だと理解している。
○藤本委員	自転車利用環境の動向については理解できたが、歩行空間については歩行者以外の多様なモビリティが混在するため、歩道の安全性が確保されるようにしてほしい。
○福井次長	歩道幅員が十分に確保できない現状があるが、今後検討していきたい。
○小山委員	資料2の9ページの都市防災又は12ページの景観形成において、「無電柱化」の取組の記載がない。無電柱化は都市防災や景観形成において重要な視点であるが、今後記載を行うのか確認したい。
○福井次長	改定予定の総合交通戦略の内容と整合を図りながら、記載する方向で検討していきたい。
○加我委員	資料2の11ページのみどり・都市環境については、緑の基本計画を踏まえて検討していると思うが、緑の基本計画の中には、あえて「グリーンインフラ」という記載を行っていない。それは、みどり全体がインフラであるという考えによるものであるが、近年、グリーンインフラは重要な視点であり、改定案にその視点が入っていることは良いことである。 取組の表現が「グリーンインフラの活用推進」となっているが、「グリーンインフラとしての活用推進」としてはどうか。雨庭のような雨水浸透等の局所的な活用に見えるので、みどり全体をインフラとして活用していくような取組を検討いただきたい。
○福井次長	確かに緑の基本計画にはグリーンインフラの記載はないが、みどりを活用した都市づくりについては以前から取組を行っている。記載内容について

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ては、担当課と調整して検討していきたい。
○長谷川委員	<p>資料2の1ページの目指す土地利用と都市構造について、改定案①②③が戦略や方針のどこに反映されているのかが分かりにくい。例えば「①茨木の魅力・強みを活かす」は3ページの都市づくり戦略における「茨木の魅力・強み」に、「②拠点とネットワーク」は戦略③に、「③豊かな水と緑、地域資源を守り活かす」は戦略①に繋がっていると思うが、戦略②と④がどこに繋がっているのかが分からない。</p> <p>また、3ページの都市づくりの戦略の前提が、茨木市の魅力・強みしかないように見える。企業の経営戦略であれば「目標（ビジョン）」が前提にあると思うので、目標（ビジョン）と都市づくりの戦略との関連性について整理してはどうか。</p>
○福井次長	ご指摘の内容を踏まえ、関連性について整理したい。
○澤木会長	参考資料2の計画書素案のたたき台は、序章から1章までの記載になっているが、今回骨子案で提示いただく2章と3章を計画書に追加することで、わかりやすくなると思う。
○長谷川委員	資料2の9ページの都市防災において、東京都では首都直下型地震に備えて木造住宅密集地域の延焼防止を目的とした道路の拡張工事を検討していると聞いたことがあるが、本市では木造住宅密集地域はあるのか。また、道路拡張等の取組はされているか。
○福井次長	<p>本市には国・府の定義による木造住宅密集地域はないが、木造住宅の比較的多い地域は存在する。</p> <p>道路拡張の取組としては、本市では細街路整備事業を行っており、確認申請時に、細街路として指定された狭あい道路については、拡張するよう指導しており、整備費の補助も行っている。</p> <p>また、木造住宅の延焼防止の取組としては、商業系の用途地域は防火地域に、低層の住宅系以外の用途地域は準防火地域に指定するなど、都市の不燃化の取組を実施しており、本計画にも記載を行っている。</p>
○澤木会長	密集市街地の延焼防止については、都市計画の手法として、防災街区整備地区計画を指定するなど、不燃化に向けて建物の更新が進むような手法もある。
○加我委員	資料2の16ページの中心部（地域別構想）または12ページの景観形成

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>において、ウォークアブルなまちなか形成に向けた道路空間の再編や沿道との連携など、景観計画の変更と併せて新たに策定される「ストリートデザインガイドライン」を踏まえた記載を検討いただきたい。</p> <p>また、資料2の8ページの交通体系において、「一方通行化」の取組は16ページの中心部（地域別構想）にも関連する内容なので、合わせて記載を検討いただきたい。</p>
○福井次長	<p>都市づくりの方針では市域全体に関わる方針を、地域別構想では地域別の方針を記載することとなるが、両方に記載した方が良い内容もあると思うので、ご指摘の内容を踏まえ検討していきたい。</p>
○吉田長裕委員	<p>各分野の中に「低炭素」に関する記載がないが、記載の必要はないか。</p>
○福井次長	<p>「低炭素」については、重要な視点であり、「脱炭素」の視点も含めて可能な限り記載していきたいと考えている。みどり・都市環境において触れているが、現在、本計画の改定と併せて、総合計画と総合交通戦略、環境基本計画の改定を同時に進めているため、本計画に記載すべき内容については、各計画と調整しながら精査していきたい。</p>
○澤木会長	<p>資料2の10ページの居住環境における取組方針（案）の中で「地域住民と連携した住まいづくり」とあるが、「住まいづくり」という表現は、個別の家づくりのことにように感じる。</p> <p>また、地域住民との連携について、市と市民が主語になるとの説明があったが、市民が主語であれば、地域住民等が主体的にエリアマネジメントを行い、それに市がサポートするような表現にしてはどうか。</p> <p>また、資料2の16ページの中心部（地域別構想）における今後の取り組みで、両駅前の再整備に向けた「検討」となっているが、現在も検討を進めていることから、もう少し進んだ表現になると認識しているがどうか。</p>
○福井次長	<p>表現については、ご指摘の内容を踏まえ検討していきたい。</p>
	<p><b>(3) 立地適正化計画改定骨子案（防災指針）について</b></p>
○澤木会長	<p>それでは、立地適正化計画の改定骨子案について、事務局より説明をお願いします。</p>
○福井次長	<p>(事務局説明)</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○石原委員	資料3の課題に対する取組方針において、計画規模で浸水深3m以上の区域を居住誘導区域に含めないことについては賛成するが、それ以上の取組方針の記載がないのは残念である。居住誘導区域に含めない区域については、それ以外の区域よりも取組強化すべきであり、災害リスクの低減に向けた取組方針等を明記した方が良いと考える。他市では、居住誘導区域に含めない区域を「防災対策推進区域」として設定し、安全対策がなされた場合は居住誘導区域に含めるとしている事例もある。安全性が担保されれば、居住誘導区域に含めることを見据えた計画としてはどうか。
○福井次長	居住誘導区域に含めない区域については、限定的な表現ではない形にしたいと考えており、ご指摘の内容を踏まえ検討していきたい。
○澤木会長	安全性の担保について、具体的にどのような対策をすれば居住誘導区域に含めるのか、方策を明確にすることが必要になると考える。 例えば、周辺の民間施設に垂直避難することで災害リスクの低減を図るなども考えられる。
○栗尾委員	安威川ダムは治水ダムであると聞いているが、安威川ダム整備後も災害リスクが残るという理解で良いか。
○福井次長	前回常務委員会で説明したとおり、安威川ダム整備により、計画規模における浸水想定区域は大幅に解消されるが、一部区域で浸水深3m以上の区域は存在する。
	<b>全体振り返り</b>
○澤木会長	これまで各パートの議論を進めてきたが、最後は改めて全体を振り返って、気づいた点や意見、質問等があればお願いしたい。
○吉田長裕委員	都市計画マスタープランの今回改定において、都市計画道路の整備状況等はどこかで整理されるのか。中心部のウォークアブルの取組にも関係すると思うので、事業の進捗率や完成時期が分かれば教えてほしい。
○杉浦課長代理	都市整備の大きな事業単位での進捗はお示ししてきたが、都市計画道路の整備状況等についても、参考資料として次回の常務委員会で提示する。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加我委員	未整備の都市計画道路について、近年計画の見直しを行っているか。
○杉浦課長代理	大阪府の都市計画道路の見直し方針に合わせて、本市でも廃止や幅員の変更などの見直しを行っている。現状、未整備の都市計画道路については、将来的に整備すべき路線という認識である。
○加我委員	見直し後の路線は交通ネットワーク上、重要な路線として残っていると理解した。同様に都市計画公園の見直しは行っているか。
○杉浦課長代理	道路の見直しと同時期に行っている。
○福井次長	都市計画施設等の状況も合わせて整理し、提示したい。
○長谷川委員	都市計画施設等の状況については、これからの都市計画を決める上で基本となる情報であり、参考資料2の序-5ページに事業の進捗率等を掲載すると分かりやすい。 また、序-16ページの図中「2. 現行計画の進行状況」と序-5ページの「現行計画の進捗」は、同じ内容になると思うが整合がとれていない印象である。
○杉浦課長代理	序-16ページの図は、令和4年度の第2回都市計画審議会で示したもので、現行計画の進行状況を検証した結果をまとめて記載している。 序-5ページは、進捗状況を事業単位で記載したものであり、ご意見のとおり同様の内容であるため、今後、表現方法について整理する。
○石原委員	参考資料1-4の住民説明において、オープンハウス形式での意見聴取を実施するとあるが、結果は計画書のどこに反映するのか。
○福井次長	市民意見については、主に地域別構想と全体構想に反映していきたい。また、計画書の序章で市民意見の内容を整理したいと考えている。
○石原委員	本市は、これまでの計画策定において市民参画を重要視してきたと思うので、その経過が計画書の中でわかるようになってほしいと思う。
○澤木会長	オープンハウス形式については、パネル展示で市民に説明しながら意見聴取をと思うが、その期間は市職員が常駐するのか。
○福井次長	各会場1日で基本的には市職員が常駐し、パネル展示やシールアンケート

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ト等による意見聴取を考えている。
○澤木会長	各会場1日であれば、広報など市民への事前周知が重要になる。
○福井次長	広報誌での周知を考えているが、今後、周知方法について検討していきたい。
○加我委員	意見の反映方法については、次回以降に議論していきたい。幅広い意見が想定されるので、総合計画を上位計画した都市計画のマスタープランとして、都市計画が受け持つ内容を整理する必要がある。
○諸橋委員	資料2の13ページ以降の地域別構想において、地域のニーズに対して具体的にどのような取組みを行うのかがわかる表現にした方が、市民にとってはわかりやすいと思う。
○澤木会長	市民の生の声が伝わるような記載が望ましい。
○澤木会長	その他、何か意見や質問はあるか。  (意見・質問なし)
○澤木会長	意見がないようなので、質疑を打ち切る。
○澤木会長	さて、本日の予定案件は全て終了した。議事運営に協力いただき感謝する。以上をもって、令和5年度第2回茨木市都市計画審議会常務委員会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。
○杉浦課長代理	委員の皆様には、活発なご議論いただき感謝する。 次回の都市計画審議会常務委員会については、令和6年3月頃の開催を予定している。後日日程調整をさせていただく。 また、次回の都市計画審議会については、令和6年1月29日の開催を予定している。事務局からは以上である。
	(15時45分閉会)